

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時59分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、それでは、4番、村上誠一君、5番、萩原明美君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年3月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第項の規定により決定を求める。

令和4年4月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、志岐課長補佐から説明をいたします。

議長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしくお願ひいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをご覧ください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件、更新案1件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は高崎市中居町の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字吉岡778番。現況地目は田。面積は2,815平米となっております。借手は長岡の農事組合法人で、利用目的は水田利用、貸借期間は令和4年

5月1日より3年間で、令和7年4月30日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字吉岡722番。現況地目は田。面積は1,180平米となっております。借手は公益財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用。貸借期間は令和4年5月1日より5年間で、令和9年4月30日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議 長 ただいま議案第1号について、事務局の説明が終わりました。
何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。
事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

農用地利用配分計画(案)について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和4年4月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、志岐課長補佐から説明申し上げます。

議 長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。

今月上程いたしました農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画(案)の提出を求められたことから、農

地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して借入希望者が適正であるか意見を伺うものです。

8ページをご覧ください。

1件目、借入れ希望者は、榛東村長岡の法人です。借入れする土地は大字長岡字吉岡722番、面積は1,180平米です。借入期間は5年で、利用目的は水田利用です。作物としましては、水稻を予定しています。また、法人として、認定農業者資格についても取得済みです。

9ページに借受人の経営状況を添付しております。

以上、当該農地の貸付けが適正かどうかご審議をお願いします。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用配分計画(案)については原案のとおり決定することとします。

ここで志岐課長補佐の退席を認めます。

(志岐課長補佐退席)

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書10ページをご覧ください。現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号について説明を申し上げます。

番号1、図面番号1をご覧ください。

農地の所在は大字山子田字南野2553番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,645平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買となっております。譲渡人の方は山子田の方です。経営面積は自耕作地67.1アール。申請事由としましては、農地

の管理ができず困っていたところ、譲受人より申出があったため、申請地を譲渡したいとのございます。譲受人の方は長岡の方です。経営面積は自耕作地40.1アール。申請事由につきましては、多角的に営農しているが、経営規模拡大のため申請地を譲受けし、野菜づくりをしたいとのございます。受入世帯の稼働人員につきましては、2人中2人です。

なお、議案書11ページに番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員の高橋です。

先ほどの議案第3号、1番についての説明は、事務局の説明のとおりでございます。若干補足的な説明といたしますか、説明したいと思えます。

この案件については、先月も1件、先月上がった案件でございます。先月の中で、9月に同様の農地の売買ということで案件がありまして、昨年9月ですね。それで、そちらのほうの農地をタマネギとか野菜を栽培するという話がございましたが、その後、特に進展がない状況になっております。先月も確認の中でそのようなお話をいただいたので、今回、皆さんのご意見をいただきながらご審議いただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。

ただいまの案件につきまして、先月も上程されて審議したわけですがけれども、現状は産業廃棄物の置場となった状況と、もう一つは、まだ樹木が植わっているという状況で、野菜をつくるという状況ではないというのを見てきたわけですがけれども、それをまず解消してから、こちらのほうは審議したほうがいいと思えますので、今回は不許可ということでできたらいいんじゃないかと思えます。

議長 ただいま、地元の委員さんからも意見が出ました。また、職務代理からもそういった意見が出たわけでございますので、不許可に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、この案件については不許可といたします。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第4号、第1について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 説明の前に、1か所訂正をお願いいたします。

番号1、真ん中のところがございます権利関係でございしますが、所有権移転と記載がございますが、この「所有権移転」の下に「売買」と記載漏れがございましたので、記述をお願いいたします。

それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第4号、番号1、農地の所在は大字山子田字柳沢2519番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は445平米です。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人は山子田の方で、職業は会社員兼農業。譲受人は山子田の方で、職業は会社員です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅71.14平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は隣接地に居住しているが、長女に結婚の予定があり、新居を建てる土地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地に新居を建築したいとのこととございます。また、譲渡人は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。

備考でございしますが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員の高橋です。

議案第4号、1番についての説明は、事務局の説明のとおりです。若干、補足的な説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの場所については、常将神社の北の道をアリーナの方へ向かって400メートルほど行った左側になります。北側に村道、それから西、東、南という、住宅に隣接している土地となっております。下水については公共下水、それから、雨水については東側の、若干段差がありますので、そちらの方に側溝を作るといようなお話でございます。地区担当としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議のほう

よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時03分)